

1 ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定例

協定例(1)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、1 ヶ月単位の変形労働時間制について、次のとおり協定する。

(1 週間の労働時間)

第1条 1 週間の所定労働時間については、1 ヶ月単位の変形労働時間制 (1 ヶ月ごとに平均し1 週間あたり40時間以内) によるものとする。

(1 日の所定労働時間)

第2条 1 日の所定労働時間は 時間 分とする。

(始業時刻、終業時刻および休憩時間)

第3条 始業時刻、終業時刻および休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前 時 分
終業時刻 午後 時 分
休憩時間 時から 時まで

(起算日)

第4条 各月の1 ヶ月の起算日は、各月とも1日とし、終了日は各月末日とする。また、1 週間は毎週 曜日から 曜日までとする。

(休日)

第5条 休日は、次のとおりとする。

毎週 曜日および第 ならびに第 曜日

(割増賃金)

第6条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合または前条の休日に労働させた場合には、賃金規則第 条または第 条に定めるところにより、割増賃金を支払うものとする。

(本協定の実施時期)

第7条 本協定に基づく1 ヶ月単位の変形労働時間制は、令和 年 月 日から実施するものとする。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(協定の更新)

第9条 本協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、会社または従業員代表のいずれか一方から、書面による異議の申し出がない場合には、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ

協定例（２）

株式会社（以下「会社」という）と株式会社 従業員代表（以下「従業員代表」という）は、1ヵ月単位の変形労働時間制について、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 本協定は、本条第2項の従業員を除き、すべての従業員に適用する。

2 次の各号のいずれかに該当する従業員には、本協定による変形労働時間制は適用しない。

- (1) 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、制度の適用免除の請求した者
- (2) 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する者に該当する従業員のうち、制度の適用免除を請求した者

（対象期間）

第2条 変形期間は、毎月1日を起算日とし月末まで1ヵ月間について、1週あたりの平均労働時間が40時間を超えない制度において設定する。

（休日）

第3条 休日は、毎週日曜日と指定する土曜日、国民の祝日（祝日が日曜日と重複するときは翌月曜日）、年末年始休暇、夏季休暇および創立記念日とする。なお、詳細は年間カレンダーに定める。

（所定労働日）

第4条 対象時期における所定労働日は、第3条に定める休日以外の日とする。

（労働時間）

第5条 第2条に掲げる所定労働日の労働時間は、次のとおりとする。なお、休憩時間は正午から午後1時までとする。

- ① 1日～10日（始業9時～終業17時）7時間
- ② 11日～20日（始業9時～終業19時）9時間
- ③ 21日～月末（始業9時～終業18時）8時間

(時間外労働)

第6条 第5条に定めるそれぞれの所定労働時間を超えて労働させた場合、会社は、賃金規程第 条の定めるところより、時間外手当を支払うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(協定の更新)

第8条 本協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、会社または従業員代表のいずれか一方から、書面による異議の申し出がない場合には、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

⑩

株式会社

従業員代表

⑩